

# 令和4年度トップアスリート発掘・育成事業競技別専門プログラム支出基準【事業対象経費科目表】

別添1

## トップアスリート発掘・育成事業 支出基準

＜留意事項＞

- (1) 実施報告提出の際は、分担金に充当する領収書を提出してください。
- ① 領収書は全て原本を提出してください。(コピー不可) ※但し、支払先の都合で、他の事業と合わせて支払う必要がある場合のみコピー可。
  - ② 領収書の宛名は全て「東京都競技団体名」とし、内訳となる請求書(明細書)を添付してください。 ※業者発行の領収書に内訳の記載がない場合は、領収書を添付した用紙の余白に内訳を明記すること。
- (2) 原則として、指導者に支払う「謝金」は、源泉徴収及び復興特別所得税の対象となります。自己申告で対応する場合は、源泉徴収の欄は未記入でお願いします。  
また、指導者に現金で「交通費(実費)」を支払う場合は、源泉徴収及び復興特別所得税の対象となることがあります。  
徴収方法、納入方法等の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。
- (3) JISS、NTCで実施した合宿・練習等の費用については、領収書の宛名に注意してください。  
中央競技団体から利用申請の場合で領収書の宛名が中央競技団体名になってしまう競技については、以下の添付書類をもって本会事業の対象経費とします。

直接JISS、NTCに支払をした場合	[1] 中央競技団体に利用申請した書類 [2] JISS、NTC発行の領収書	※[1][2]の両方の書類が必要
中央競技団体に支払をした場合	[3] [1]と中央競技団体発行の使用料受領証 ※本会加盟団体が中央競技団体へ料金(明細付き)を支払ったと分かる公式文書等を添付すること。	

科 目	主な内容(分担金対象)	単価基準	証明書類	注意事項	分担金対象外となる主な事例
謝金	・指導者に対する謝金	1人1日¥7,000円以内	●個人の領収書 *特別指導者の場合は、略歴を添付すること	・個人自筆の住所、氏名を消えないペンで記入 ・印影が読めるように捺印	●消せるペン、鉛筆で記入した場合 ●修正ペン、修正テープを使用した場合
	・特別指導者(著名指導者)に対する謝金	1時間単位12,000円以内 かつ1人1日60,000円以内			
交通費	・指導者及び特別指導者に対する交通費	実 費 ※運行区間片道100km以上の場合のみ特急料金を支給 【特急料金は、業者等の領収書の場合のみ対象】	●個人の領収書 ●公共交通機関の領収書 【特急料金は、業者等の領収書の場合のみ対象】	・利用区間、金額、人数等の明細が分かること	●特急料金を含む交通費を個人領収書で支払をした場合 ●定額支給した交通費 ●事業の対象者以外の交通費
競技用消耗品費	・競技用具の消耗品 ・医薬品、テーピング ・水分補給のための飲料(嗜好品を除く) 等	実 費	●業者の領収書(レシート可) *内容・単価・利用日数等が明記または明細書があること ★ポイントカードは使用しないでください	・内容・単価・数量の明細が分かること	●税込単価5万円を超えるもの ●嗜好飲料を含み購入した場合
使用料・借上料	・会場使用料 ・競技用具の借上 ・レンタカー・バス等の借上(業者を通じた借上) ・業者を通じ借上げたレンタカー・バス等に係る高速代・ガソリン代(ただし、ガソリン代を対象経費とする場合は、必ず借上げバス等の領収書の添付が必要) ・タクシー代 (原則は公共交通機関を利用。やむを得ない場合のみ可能。)	実 費	●利用施設の領収書 ●業者の領収書 *内容・単価・利用日数等が明記または明細書があること ★ポイントカードは使用しないでください	・内容・単価・利用日数等の明細が分かること	●個人等から会場、競技用具を借上げた場合の経費 ●会場施設、バスの運転手等に対する謝礼・手土産
その他雑務費	①切手、ハガキ代、郵送料、配送料、器具等の運搬費 等 ②コピー代、紙等事務用消耗品 等 ③大会参加費 ④振込手数料	実 費	①②業者の領収書(レシート可) *内容・単価・数量が明記または明細書があること ★ポイントカードは使用しないでください ③主催者等の領収書 *大会の実施要項(写)、プログラム等を添付 ④振込控え(利用明細)及び業者等の請求書	・内容・単価・数量が明細が分かること ・参加料が掲載されている大会要項等を添付	●電話、インターネット、アプリ等の使用料 ●個人に運搬を依頼した場合の経費 ●税込単価5万円を超えるもの

※本表により難しい場合は、都体協及び競技団体との協議により定める。

主な対象外経費	① 競技団体の運営費 ② 反省会、懇親会等の飲食費 ③ 税込単価5万円を超える物品の購入 ④ 会場、バスの運転手等に対する謝礼(手土産含む) ⑤ 鉛筆書きの領収書 ⑥ 個人領収書の受領日が事業終了日以前のもの ⑦ 特急列車(新幹線等)、航空機、船舶等を利用した場合の個人領収書 ⑧ 昼食代、宿泊費等上記の支出基準に記載のない経費 ⑨ 領収書の日付が事業終了日以後のもの(但し、納品書等で領収事由が事業終了日以前と分かる場合は可)
---------	--